

糸島市補助金設計書

所管課	福祉支援課
-----	-------

補助金名称	地域活動支援センター(3型)補助金
区分	国県制度事業補助
該当例規等	糸島市地域活動支援センター事業実施規程第4条 糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 1 __みんなが健康で元気なまちづくり

政策 3 __障がい者福祉の推進

施策 __ 障がい者の社会参加、就労を支援する

1 補助の目的

一定の基準を満たす社会福祉法人等に対して補助金を交付し、地域活動支援センター事業をより効果的かつ効率的に実施するため。

地域活動支援センター事業は、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の必須事業であり、市が実施主体の事業である。

2 成果指標

成果指標：地域活動支援センター利用者数

目標値：・いとしま工芸 H28 3人 H32 10人
・NPO法人みらい H28 10人 H32 15人

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

○基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を実施）

○機能強化事業（地域活動支援センターの機能を充実強化）

補助対象者

糸島市地域活動支援センター 型（いとしま工芸、NPO法人みらい）

4 補助対象(外)経費

○基礎的事業：創作的活動、生産的活動等に要する費用

（原材料費、作業用消耗品、車両燃料費等、事務員人件費等）

○機能強化事業：センターに配置する指導員人件費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

○基礎的事業：補助率100%（全額、交付税措置により市費負担なし）

○機能強化事業：国1,500,000円*2事業所=3,000,000円

県 750,000円*2事業所=1,500,000円

市 750,000円*2事業所=1,500,000円

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

国県制度の期間